



BUSINESS VISION

BUREAU
VERITAS

BUREAU VERITAS JAPAN NEWSLETTER



■ 建築認証事業本部

労働安全衛生に係る監査および既存建物の遵法性調査

企業がビジネスを展開するうえでコンプライアンスの重要性はますます高まっています。CSR(企業の社会的責任)やSDGs(持続可能な開発目標)の観点からも「労働安全衛生の管理」は投資家の大きな関心事となっています。労働災害の発生は、社会からの信頼を失い、労働災害のもたらす多大なコストが企業の基盤を揺るがすリスクとなります。

また、従業員・お客様が利用する建物に関して、増築や改修工事を経て建築基準法や消防法における遵法性の確認が充分になされず、安全で安心な建物から逸脱した、ルールに適合しない建物となってしまったケースもあります。既存不適格建物を含めこういったケースでは、利用者の安全確保、さらには投資家・株主などのステークホルダーへの説明責任の必要から、施設の良質な維持管理・将来的な増改築計画のための対応策が緊急の課題です。

1. 労働安全衛生法とは

労働安全に関する法律は、労働安全衛生法をはじめいくつかの法律により構成されています。労働災害防止のために守らなければならない事項が法で定められ、具体的な事項が政令、省令、告示により定められています。昭和47年、急速に進展する産業社会のなかで、労働者の安全と健康を確保する法制を充実・強化するために、労働基準法(昭和22年法律第49号)などを母体とする「労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)」が制定されました。

労働安全衛生法の目的は、労働災害防止の基準の確立や、責任体制の明確化、自主的活動の促進など、労働災害防止対策を推進することで、労働者の安全・健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成することです。

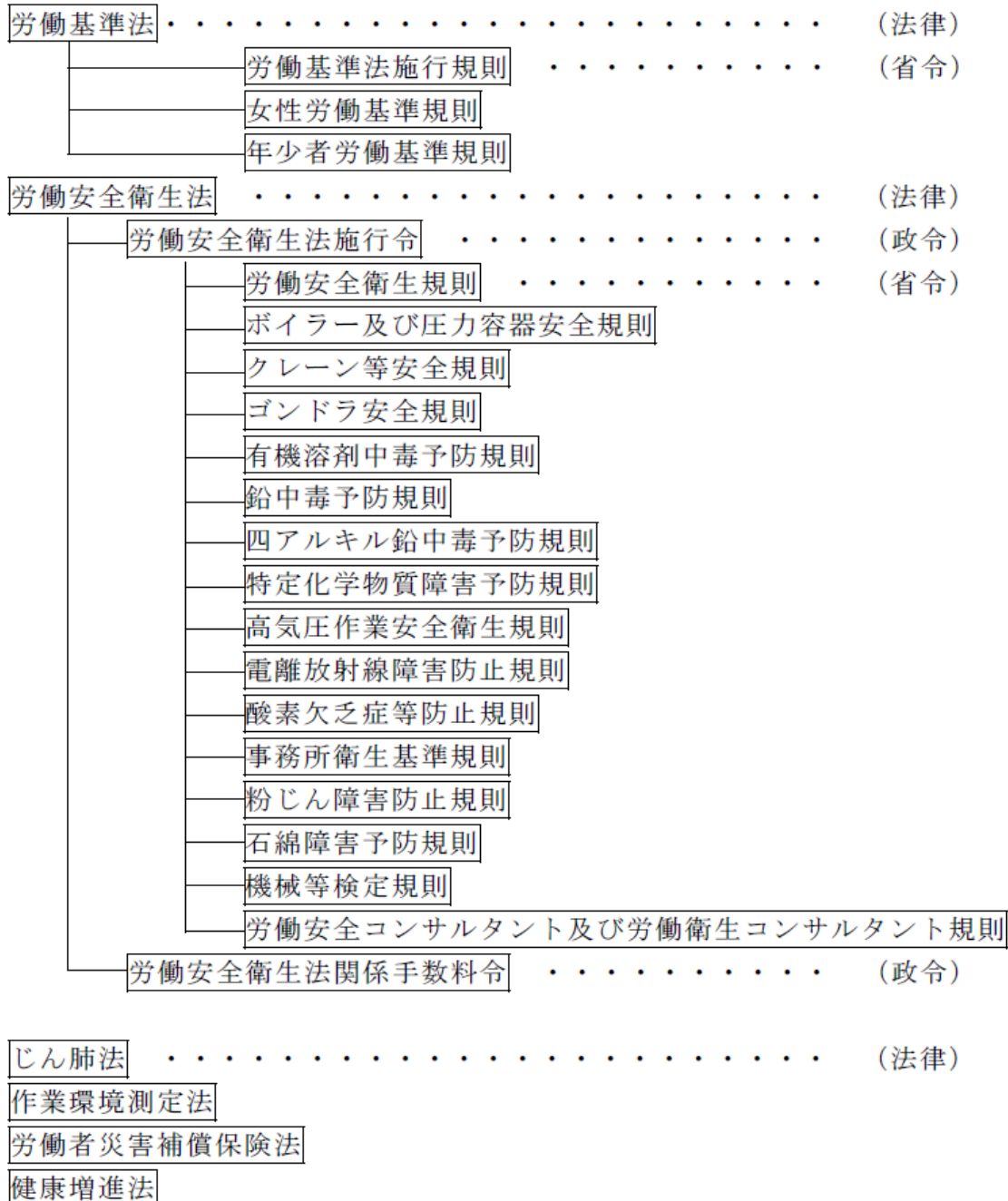


図 1 : 安全衛生に関する法体系(出典:厚生労働省)

2. 労働安全衛生の管理体制

労働安全衛生の管理体制は、大きくふたつに分けられます。(1)事業場の安全衛生管理体制と、(2)工事現場の安全衛生管理体制です。



(1) 事業場の安全衛生管理体制

事業場の規模により安全衛生管理体制の整備が義務づけられています。

業種 規模 (労働者数)	清掃業	その他の第三次産業 警備業等
1,000人～	<pre> graph TD A[事業者] --> B[産業医] A --> C[総括安全衛生管理者] C --> D[安全管理者] C --> E[衛生管理者] F[安全・衛生委員会] </pre>	<pre> graph TD A[事業者] --> B[産業医] A --> C[総括安全衛生管理者] C --> D[衛生管理者] E[衛生委員会] </pre>
300～999人		
100～299人		
50～99人	<pre> graph TD A[事業者] --> B[産業医] A --> C[安全管理者] A --> D[衛生管理者] E[安全・衛生委員会] </pre>	<pre> graph TD A[事業者] --> B[産業医] A --> C[衛生管理者] D[衛生委員会] </pre>
10～49人	<pre> graph TD A[事業者] --> B[安全衛生推進者] C[安全衛生懇談会等] </pre>	<pre> graph TD A[事業者] --> B[衛生推進者] C[安全衛生懇談会等] </pre>
1～9人	<pre> graph TD A[事業者] B[安全衛生懇談会等] </pre>	

図2：事業場規模別安全衛生管理体制(出典：厚生労働省)

(2) 工事現場の安全衛生管理体制

建設業においても、労働者を雇用するそれぞれの事業者には労働災害防止の責任がありますが、建設業の現場



では、異なる事業者には雇用された労働者が混在して作業しているため、下請け労働者も含めた労働災害防止体制を整備することが要求されます。

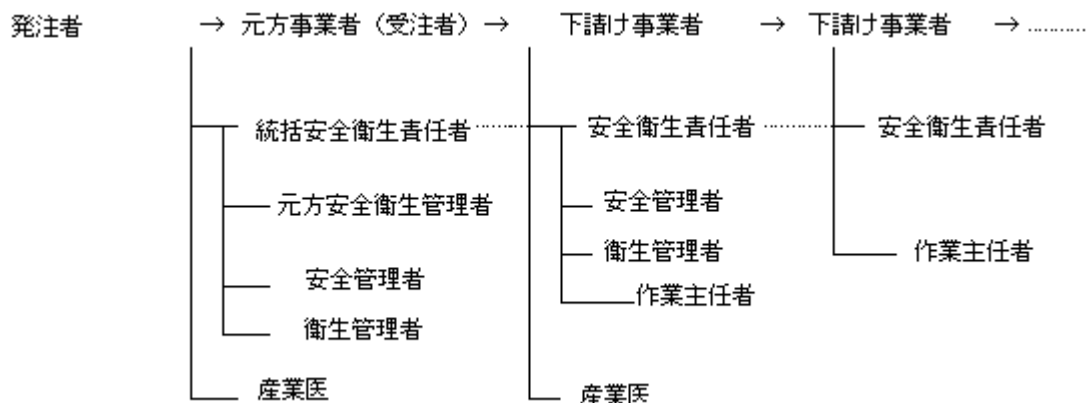


図 3 : 1 社が受注し、2 社以上に下請けさせた場合の管理体制(出典:国際安全衛生センター)

3. 労働災害に対する企業の責任

企業は事業活動を行なう目的に応じ従業員を雇用します。企業は、その目的達成のために組織を構築し、管理運営を行なう存在です。

そのため、企業は労働者の労働災害に対し、責任を負うこととなります。その責任とは次のような内容となります。

(1) 刑事上の責任

労働安全衛生法は、事業者に対し、労働災害防止のための安全衛生管理措置を定めています。安全衛生管理を怠った場合、労働災害発生の有無を問わず、刑事責任が課せられます。また、労働者の生命・身体・健康に対する危険防止の注意業務を怠って、労働者を死傷させた場合、業務上過失致死傷罪(刑法第 211 条)に問われます。

(2) 民事上の責任

労働災害が発生した場合、事業者は、被災した労働者または遺族から、不法行為責任や「安全配慮義務違反」で損害賠償を請求されることがあります。賠償請求に対して労災保険が給付された場合も、精神的苦痛に対する慰謝料など労災保険給付を超える損害については、民事上の損害賠償責任が生じます。



【安全配慮義務違反】

安全配慮は、使用者の義務です。労働契約法(平成19年法律第128号)第5条は「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」としています。ここ最近、安全配慮義務を怠ったとして、債務不履行による賠償責任(民法第415条)で、損害賠償を認める裁判例が多くみられます。

労働安全衛生法上の刑事責任と、民事上の損害賠償責任は、必ずしも一致しません。労働安全衛生法は守るべき最低限であり、企業は法定基準以外の労働災害防止についても安全配慮義務を負っているからです。

(3) 補償上の責任

労働災害が起きた場合、被災労働者やその家族が生活に困らないよう保護する必要があります。労働基準法および労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)は、業務の遂行に内在する危険が現実となって事故が起きた場合に、労働者の治療と生活の補償を、使用者に義務づけています。

(4) 行政上の責任

労働安全衛生法違反や労働災害が発生しそうな場合に、機械設備の使用停止や作業停止などの行政処分を受けることがあります。また、取引先(他官庁)から取引停止などの処分を受けることがあります。

(5) 社会的責任

企業は、労働安全衛生管理に関して、刑事・民事・補償・行政上の責任を負っています。労働災害の発生は、社会からの信頼を失うことにつながりかねず、労働災害がもたらす多大なコストは、企業の基盤を揺るがす可能性があります。

4. 建築基準法と消防法

建物利用者の安全確保に関わる法律としては、おもに建築基準法と消防法に定められています。

(1) 建築基準法には、建物利用者の安全確保に関する項目として、以下が定められています。

- 建物の耐火性能
- 採光および換気
- 階段の構造
- 排煙規定
- 防火・避難規定、など

建築基準法のチェック項目例

- ・避難経路上に障害物はないか
- ・排煙設備は作動上問題ないか
- ・防火区画は成立しているか
- ・非常用照明は適切に設置されているか
- ・避難距離は確保されているか



(2) 消防法には、建物利用者の安全確保に関する項目として、以下が定められています。

- 火災予防のため組織体制
- 危険物の取り扱い
- 消防設備の設置・点検
- 消火体制
- 火災の調査、など

消防法のチェック項目例

- ・定期点検記録はあるか
- ・防火管理者は任命されておるか
- ・避難訓練を実施しているか
- ・感知器が設置されているか
- ・避難経路が掲示されているか

5. ビューローベリタスが提供するサービス

労働安全衛生においては、事業場、工事現場における労働安全の観点から、依頼者の要求する労働作業環境が確保されている事を確認するため、以下のサービスを提供しています。

(1) 労働安全衛生監査(事務所)

- 災害時に建物利用者は安全に避難できるか？
- 消防設備は適切に機能することが確認されているか？

など、事業所における労働安全衛生について監査を実施し、ご報告致します。

(2) 労働安全衛生監査(工事現場)

- 工事現場で施工管理体制が適切に整備されているか？
- 資格管理は実施されているか？
- 安全通路など、必要な掲示がされているか？
- 作業員は労働安全衛生法に準拠した作業を行っているか？

など、工事現場における労働安全衛生について監査を実施し、ご報告致します。

また、建物の遵法性においては、以下内容のサービスを提供しています。

(3) 建物の遵法性調査

- 建物の既存不適格調査を計画している方
- 増改築や用途変更をお考えの方
- 検査済証が無い物件をお持ちの方
- コンプライアンス上遵法性確認を考えている方

など、遵法性、安全性、施工運用計画などの観点より、お客様のニーズに最適な形で監査サービスを提供しています。



BUSINESS VISION

BUREAU VERITAS JAPAN NEWSLETTER



建築認証事業本部建築評定部 佐々木輝

【お問い合わせ】

ビューローベリタスジャパン(株) 建築認証事業本部 [最寄りの事務所](#)まで

[お問い合わせフォーム](#)



ビューローベリタスのサービス: [工事現場における労働安全衛生\(HSE\)監査](#)



■ インサービス検査事業本部

住宅用火災警報器の新たな運用

2016年12月22日に新潟県糸魚川市において発生した大規模火災を受けて、住宅用火災警報器の設置について新たな動きが出て来ています。今回はその住宅用火災警報器について記載します。

■住宅用火災警報器設置義務化とその後の火災件数について

2004年6月2日「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律」により消防法の一部改正が行なわれ、住宅用火災警報器の設置が義務化されました。これは住宅火災による死者数の急増を受けたものです。

消防法改正前の状況として、2002年中の建物火災30,282件中住宅火災は17,274件、そのうちの死者数は建物火災1,129人中住宅火災は992人でした。2017年4月25日消防庁発表の2016年中においては、建物火災20,964件中住宅火災は11,317件、そのうちの死者数は建物火災1,112人中住宅火災は879人でした。

こうして見てみると、住宅火災の件数は年々減少しており、住宅用火災警報器の設置がその大きな要因の一つであると言ってよいでしょう。

■新潟県糸魚川市大規模火災の発生

住宅用火災警報器設置により住宅火災減少という結果が出ていた中、2016年12月22日に新潟県糸魚川市での大規模火災が発生しました。

10時20分頃中華料理店厨房から出火、10時35分に消防が到着し懸命な消火活動を行ないましたが、飛火により火災は拡大し、焼損棟数147棟、焼失面積約40,000㎡となり、1976年の酒田市における大火以来の市街地における大規模火災となりました。

出火原因は厨房の大型こんろの消し忘れによるものでしたが、焼失面積の大きさに比べ、負傷者数は17人、死者数が0人だったことは不幸中の幸いではありました([消防庁糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会 資料2](#)参照)。

■消防庁通達

この火災を受けて2017年6月21日付で消防庁から通達(依頼)が下記内容(概略)で出されました。

「(上記)検討会を開催した結果今般報告書が取りまとめられました。この報告書において、火災の早期覚知対策として、飲食店で火災が発生した場合、早期に覚知して近隣住民が協力して初期消火を行なうことが出来るように、連動型住宅用火災警報器を活用して小規模飲食店を含む隣接建物間で相互に火災警報を伝達する新たな方式の検証を行なう」との内容でした([消防庁通達 消防予第194号](#))。

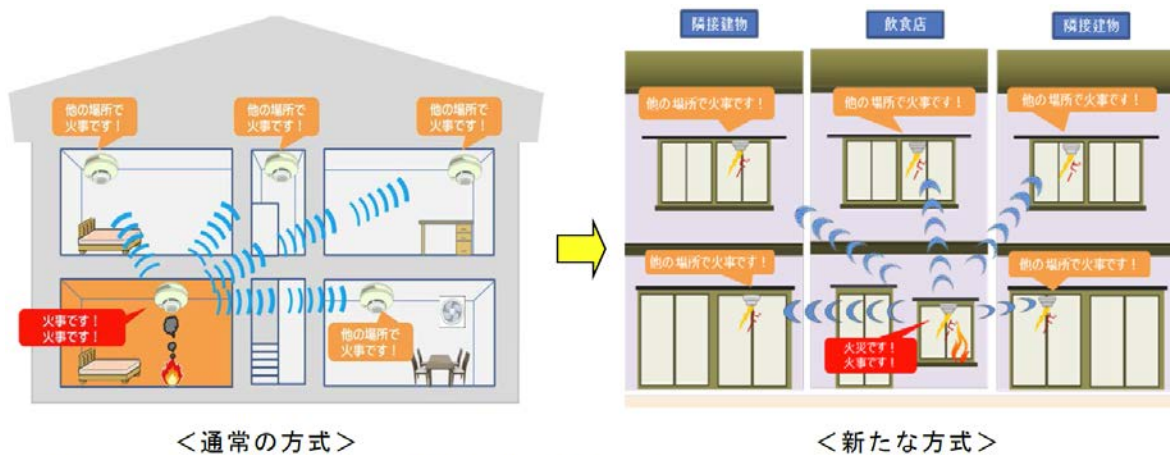


■新たな方式による連動型住宅用火災警報器の設置へ

そもそも住宅用火災警報器は、戸建ての住宅や自動火災報知設備の設置義務の無い規模の共同住宅などに設置され、その居室等で煙や熱を感知した場合に音声等を鳴動させ、火災の発生を知らせるもので、いわゆる単独型という形式のものが多い状況です。

これに対して連動型という形式のものもあり、火災を感知した住宅用火災警報器だけでなく、他の部屋のものも連動して鳴動するものです(消防庁 [住宅用火災警報器Q&A](#)参照)。

前述の194号通達では、更に新たな方式として、今回の糸魚川市火災の原因になったような飲食店に連動型の住宅用火災警報器を設置し、隣接する住居等にも設置することにより相互に火災警報を伝達し、早期に火災を発見して初期消火に繋げる為、協力者を募り検証事業を行なうとしています(上記194号通達 別添3参照)。



※警報音声は、メーカーによって違いがあるため参考となります。

[消防庁通達 消防予第194号 別添3より引用]

■ビューローベリタスの提案

消防法の基本理念は火災予防にあります(第一条)。上記のような取り組みは火災予防に資するものと言えます。思わぬ原因により火災が発生し、予想外の損害を受ける可能性はいつでも、いかなる状況でもあります。

その被害を最小限にする手段の一つと言えるのは、適切な消防設備の維持管理です。また大事なそれはそれを継続することです。

ビューローベリタスでは、消防設備点検のほか防火設備定期検査、特定建築物定期調査、建築設備定期検査、及び電気保安業務を行なっています。

- 検査の対象エリアは全国対応
- トータル管理のバリュー価格
- それぞれの有資格者が多数在籍しており、品質・安全をお届けします



BUSINESS VISION

BUREAU VERITAS JAPAN NEWSLETTER



是非お問い合わせ下さい。

インサービス検査事業本部 羽田野 真一

【お問い合わせ】

ビューローベリタスジャパン株式会社 インサービス検査事業本部

東京新橋事務所 TEL:0120-719-904

ctc_ivs@jp.bureauveritas.com

建物・設備の定期調査ならおまかせ！専用ウェブサイトビルレポ.comをご覧ください。



BUSINESS VISION

BUREAU
VERITAS

BUREAU VERITAS JAPAN CASE STUDY



10 August 2017

■ システム認証事業本部

**地域の保健医療に貢献する薬局を目指して店舗を拡大
店舗間の業務品質の統一と改善のために ISO9001 を取得、活用**



一般社団法人 ヘルスプランニング金沢
(石川県金沢市)

<http://nanohana-pharmacy.com/>

■ 店舗間の業務統一を ISO9001 で

一般社団法人ヘルスプランニング金沢は、現在、「菜の花薬局」および「しいの木薬局」の名称をもつ保険薬局を、石川県内で展開している。その丁寧で顧客思いの対応にファンが多く、この 20 年あまりの間に、求められて店舗を 7 つにまで増やしてきた。

その過程で、2006 年にトップから全職員に宣言されたのが ISO9001 の取得だった。当時は店舗拡大が一段落した時期であり、トップは「店舗が増えても、業務やサービスの品質は統一されていることが望ましい。それが『菜の花薬局なら大丈夫』というお客さまの安心感につながり、引いては地域の保



金沢市京町にある菜の花薬局

健医療への貢献にもなる」と考えた。そこで、どの店舗でも等しく患者さんたちの声を反映し、「継続的改善」を実現するためのシステムとして、ISO9001 を活用することがよいと判断したのだ。

さらに 1990 年代初めから医薬分業が進み、従来に比べて薬局や薬剤師の責任が明確かつ重大になってきたことも、品質保証システムの導入の必要性を感じるようになった要因のひとつだ。

こうして決断された ISO9001 の取得への取り組みは、キックオフ宣言後すぐに ISO 推進委員会を発足させて、職員が自分たちの業務を見直すことから始まった。一つ一つの業務の仕組みを整理検討して改善点をピックアップしたり、安全で適切な調剤サービスを行うための日々の業務を見直したり、またそれらを記録に残したりと、いざ取り組んでみるとしなくてはならない見直しや改善が山積していたという。

これらの課題は、大きく「文書」「教育」「設備」の 3 種類に振り分けられ、それぞれのジャンルで必要な PDCA が検討されていった。

しかし一方で、忙しくまた膨大な件数にのぼる調剤業務を統一的なやり方で規定され、業務記録も万全に残していくという ISO9001 の命題は、現場の職員にとっては負担が増えるということでもある。

こうした現場の矛盾した気持ちや実情を汲み取りながら、それだからこそ ISO9001 取得がこれからの「菜の花薬局」にとって重要な布石となることを理解してもらえるように、推進委員による現場への説明は繰り返し、丁寧に行われた。

こうして急がず、焦らず、丁寧に時間をかけて行われた取り組みの結果、2 年後の 2008 年 4 月に、ISO9001 認



証を取得したのだった。

■理想に終わらせない、やりっぱなしを許さない

ISO9001 を取得して 9 年。この間、多くの取り組みや改善が行われてきた。たとえば、全体の品質目標に加えて各店舗でもそれぞれが品質目標を作って、それを年度の途中でも細かく見直している。その結果、必要だと判断されれば、改善するための学習教材が職員や各薬局に渡され、その結果や取り組み状況についても、月 2 回開かれる薬局長会議において確認される。さらに、薬局長会議に持ち寄られる各薬局の月報の中には品質目標の取り組み状況が組み込まれており、年度初めに立てた品質目標を毎月意識できるようにしている。

また各店での取り組みが有効だと判断されれば他店にも展開される。取得後、やりっぱなしを許さないシステムが数々考案され、薬局長会議を軸に垂直にも水平にも展開されているのだ。

もう一つ、取り組みに関する大きな特徴は、内部監査員の育成増強だ。現在、常勤職員はほとんどが内部監査員になっており、自分が所属する以外の店を監査しあう。



武田美香専務理事(左)と中谷浩子代表理事

「職員の多くが内部監査員になることで、外部監査で受けた指摘をちゃんと理解して正確に対応や改善ができるようになりますし、何より自分たちで良いか悪いかの判断が付き、必要な対応や改善ができるようになります。これほど力強い品質マネジメントシステムはないのではないのでしょうか」と武田美香専務理事はいう。

こうした取り組みからは、「ISO9001 は、高らかに方針や理想をうたいあげるためではなく、一人ひとりがどうするかを明確にするために取得する。取得することが目的なのではなく、取得後に何度も見直しながら前に進むことが目標であり目的」という、明確で強い意志と意識が感じられる。

「でも、その一方で弱点も生まれました。要求事項やマニュアルに入っていない事柄については意識がいかなくなる傾向があるのです」と中谷浩子代表理事は苦笑する。この弱点を補うために、品質目標に掲げた以外のことも年度の総括と次年度の課題を各薬局長に短い文章でまとめてもらっている。

■地域の保健医療への貢献も視野に



BUSINESS VISION

BUREAU VERITAS JAPAN CASE STUDY



このように内部の業務に関する改善や改革に大きな役割を果たしてきた同法人の ISO9001 だが、昨今では地域の保健医療を担うためのツールとしても存在感を増している。

お年寄りが病院に頼らず、なるべく長い間、在宅で過ごすことを求められるようになった昨今、そのよりどころとして薬局の果たす役割、または薬局に期待される役割がどんどん大きくなっているからだ。

単に薬を調剤するだけでなく、気軽に健康状態のチェックや相談などができる健康サポート機能を持つことや、今後増えるであろう在宅医療の一翼を担うことが、これからの薬局には求められているし、「菜の花薬局」ではむしろ積極的にその役割を引き受けることに取り組んでいる。

たとえば、ひとりの患者さんに対して 1 人のかかりつけ薬剤師が、患者さんの情報を一元的かつ継続的に把握して対応すること、地域の医療機関等と連携して地域住民の健康づくりのお手伝いをする、それらの実績等を基

に「健康サポート薬局」への申請ができる。「こういう局面にも、ISO9001 の取得と運用の過程で得たさまざまな知識や経験、そして『品質』に対する理解と対処は間違いなく役立ちます」と中谷代表理事は言う。

2018 年 2 月には 2015 年版での受審を予定している。2015 年版は、トップマネジメントの要求事項が従来より増えており、その解釈や対応についての準備を、6 名から成る「ISO 推進委員会」(2 ヶ月に 1 回開催)が中心となっておこなう。具体的には 7 月と 8 月の 2 ヶ月間かけておこなう内部監査と e-ラーニングを通じた 2015 年版の学習を計画し、本審査に備える。

認証取得して 9 年、同法人の ISO9001 は輝きを増しながら進化し続けている。



2 年前に設立 20 周年を記念して出された記念誌。ISO9001 認証取得についての記事も掲載されている。

(2017 年 6 月 6 日取材)



ビューローベリタスのサービス:

[品質マネジメントシステム認証\(ISO9001\)](#)



BUSINESS VISION

BUREAU
VERITAS

BUREAU VERITAS JAPAN NEWSLETTER



■ システム認証事業本部

サプライヤー食品安全監査の広がり

日系のナショナルブランド食品製造メーカーや小売業大手が委託先やサプライヤーの食品安全監査を第三者に依頼し、実施することが増えてきました。

今回はこの動向についてお伝えします。

■ 第三者による監査 増加の背景

第三者により監査が増加している背景は、投資家、株主、ユーザー、その他の利害関係者へ対し、自社が食品安全に関する対策を講じていることを伝え、さらにその客観性を高めるためです。

従来、日系企業は社内に監査部門を持ち、自社で監査を実施してきましたが、この場合、第三者性は薄く、何かインシデントが起きた場合に説明責任がつかない体制でした。性善説で問題は起きないという考えが根底にありましたが、昨今日本でもデータ偽装や改ざんなど、第三者の目による監視の必要性は高まっています。

また、国内のサプライヤーは地理的に訪問、監査が行いやすいのに対し、海外のサプライヤーは取引開始時または問題が生じた場合のみ食品安全監査を実施しているケースが多く、これでは説明が付く十分な監査体制が取られているとは言えません。

社内で監査のための人員を抱えると固定費を増やすことになり、会社成長時の売上増に合わせた人材確保はコストの面で説明ができて、会社の売上が減少する際には、抱えた人員が重荷になることもあります。

その点、監査機能を外注すると、前述のような状況時には、人員と費用の調整がしやすいというメリットがあります。さらに、専門性の高い監査ができる人材を確保することは、採用や教育両面においても難しいため、この点においても監査機能の外部委託には利点があります。

外資系企業の多くは、外部に委託できる業務はなるべく外注し、社内の人材を自社の戦略部門や市場において比較優位を持つ部門に配置することがよくあります。

この方法は、下請けとして外注するというよりも、むしろ監査会社を戦略的なパートナーとして位置付け、さらに監査スキームの開発などを共同で実施します。その結果、コストを最適な状態に保ち、高い利益率を確保することにつながります。

さらに、世界基準のものさしで取引先を評価し、ベンチマークしたいという要求も増加しています。これはサプライヤーが持つリスクや、現状の食品安全運用レベルを専門家に評価してもらい、全体的なサプライヤーの食品安



BUSINESS VISION

BUREAU
VERITAS

BUREAU VERITAS JAPAN NEWSLETTER



全運用レベルを高め、取引先を絞り込むことを考慮しています。

その基準としては、GFSI(グローバル フード セーフティイニシアティブ)のグローバルマーケットプログラムの採用が増えています。

■ 第三者による監査のメリット

海外のサプライヤー監査を外部委託する最大のメリットは、現地の法律と慣習を理解した監査員が現地の言葉で監査ができることです。

工場の担当者に母国語で直接話ができ、手順や運用を確認できることは非常に重要です。日本語や英語ができる人材は限られており、微妙なニュアンスは母国語以外では上手く伝わらないため、現地の言葉で監査できることは有効です。

日本から監査に行く場合、その国の法律を十分把握していることは稀であり、法律の遵守が確認できないリスクが高まります。さらに現地の審査員が日本の法律や変更について熟知していないため、こちらから事前に情報を伝達しなければならないことも負担です。

費用面で見ると、国内から海外に監査に行く場合、航空券、宿泊費などの費用がかかり、現地1日の監査でも、往復の移動を含めて3日以上が必要になりますが、現地の監査員を利用すれば、交通費、宿泊費の削減が可能です。

国内の委託先工場を監査する場合は、社内の監査では厳しい指摘を出し辛い、いわば監査が形骸化することになり、リスクの特定や改善項目を要求し辛いという問題があります。

一方、第三者による監査は、公平、中立な立場で問題点やリスクを指摘することで、委託先工場にとっても改善のきっかけになります。監査の重点項目を事前に合意することで、それらをしっかり確認することができます。苦情や課題についても事前に情報を共有することで、その是正策の有効性を深掘することもできます。

このようなサプライヤー食品安全監査の要求に応えるために、ビューローベリタスは国内外で監査員の確保、プロジェクト体制の構築とベストプラクティスの共有を進めていきます。

システム認証事業本部 岡崎 久喜

【お問い合わせ】

お気軽にご相談・お問い合わせ下さい。

ビューローベリタスジャパン(株) システム認証事業本部 営業部

scssales.yok@jp.bureauveritas.com TEL:045-651-4785 FAX:045-641-4330



[お問い合わせフォーム](#)もご利用下さい。



ビューローベリタスのサービス:[ISO22000](#)、[FSSC22000](#)



■ 産業事業本部

JIS Z 2305: 2013 による JSNDI 非破壊検査資格認証制度の変更点について

日本の非破壊検査資格認証制度である、JIS Z 2305:2001がISO 9712: 2012の改正に従い、JIS Z 2305:2013として改正されました。JIS Z 2305:2013による非破壊検査資格認証制度は何点か変更されたため、新規資格申請と再認証申請に注意をする必要があります。

JIS Z 2305:2013による変更点を下にまとめました。新規資格取得を目指す方と資格保有者の方は一読し、受験申請、訓練と受験内容の変更点について事前に把握していただく必要があります。申請時受験資格要件を満たさない、または試験内容の変更により保有する資格を失うなどのリスクを防ぐ意味があると考えております。

■ JIS Z 2305:2001 とJIS Z 2305:2013の主な相違点

No.	項目	JIS Z 2305:2001	JIS Z 2305:2013
1	適用範囲	NDT 方法:RT, UT, MT, PT, ET, SM	NDT 方法:AT, TT, LT, VT を追加; SM を ST に変更
2	引用規格	-	JIS Q 17024
3	対象工業分野(資格証明書に記載)	マルチセクター(材料、溶接、構造物)	供用前・供用期間中検査(製造を含む)
4	訓練用シラバス	レベル1,2に対するガイダンスあり、レベル3は自己学習のみ	各NDT方法、各レベルに具体化したシラバスを含めた訓練を規定
5	訓練時間	新規認証受験申請時、レベル1,2に対する最低訓練時間を規定	新規認証受験申請時、レベル1,2,3の訓練時間を規定、尚且つ義務となった
6	訓練証明書	レベル1,2に対して、新規認証受験申請時、訓練記録を提出	レベル1,2,3に対する訓練記録と訓練実施記録集計表を提出
7	訓練証明書の提出時期	新規認証受験申請時に訓練証明書を提出	レベル1,2,3に対する新規認証の受験申請時に訓練実施記録と訓練実施記録集計表を提出(レベル3を含む)
8	視力証明書	医師または雇用主の署名入りの文書を提出	雇用主の署名入りの視力証明する文書を提出



BUSINESS VISION

BUREAU VERITAS JAPAN NEWSLETTER



9	近方視力	Times Roman N 6またはそれに相当する文字を読める視力が必要	Jaeger number 1, Times Roman N 4.5またはそれに相当する文字を読める視力が必要
10	色覚	雇用主の指定するNDT方法で使われる色彩間のコントラストを見分けて識別	雇用主の指定するNDT方法で使われる色彩またはグレイスケール(灰色の濃淡)間のコントラストを見分けて識別
11	近方視力を証明する文書の提出時期	新規認証, 更新, 再認証の各申請時	新規試験, 再試験, 更新, 再認証の各申請時
12	色覚を証明する文書の提出時期	新規認証, 更新, 再認証の各申請時	新規試験の申請時のみ
13	レベル1, 2, 3の試験合格点	80%	70%
14	レベル1, 2, 3の新規試験の再試験受験回数及び受験期間	1回(初めに受験した資格試験の後, 30日以上2年以内)	2回(次回及び次々回に行われる試験時新規再試験として受験)
15	新規・再認証試験の試験体数	RT1 (1体撮影) RT2 (1体撮影+フィルム解釈) UT・MT・PT・ET: 2体 SM1: 1体 SM2: 2体	RT1 (2体撮影) RT2 (2体撮影+24枚のフィルム解釈) UT・MT・PT・ET: 3体 ST1: 1体 ST2: 2体
16	再認証受験申請	申請表のみを提出	資格継続調査表、近方視力証明書の提出(レベル3の場合は実技能力証明またはレベル2資格の維持が必要)
17	レベル1, 2の再認証試験の内容	筆記試験	実技試験(レベル2の場合は指示書の作成も含む)
18	再認証試験回数	資格発効日から10年後の有効期限の2年前から半年まで4回受験できる	資格発効日から10年後の有効期限の半年前に1回のみ受験できる
19	再認証再試験の受験回数及び受験期間	なし	2回(試験後約6ヶ月の間に)



BUSINESS VISION

BUREAU
VERITAS

BUREAU VERITAS JAPAN NEWSLETTER



ご不明な点、質問については下記問い合わせ先までご連絡ください。


【お問い合わせ】

ビューローベリタスジャパン(株) 産業事業本部

横浜 TEL:045-641-4219 FAX:045-663-3777

神戸 TEL:078-322-0232 FAX:078-322-2418

[お問い合わせフォーム](#)

 ビューローベリタスのサービス(非破壊検査関連):

風力発電所関連機器の代行検査／第三者検査

Type 3.2 Certificate (EN10204)

輸出用原子力機器・核燃料の検査・監査

IBR1950

ASME・プラント関連機器・設備の検査

DOSH

KNPCに関わる検査

MOM

ラインパイプ・OCTG・配管の検査

安全管理審査

CE マーキング

タンクコンテナ検査



■ 消費財検査部門

「ソーシャルコンプライアンスソリューション」～ブランドの保護、職場環境の遵法性確認～

今回は、消費財検査部門がグローバルで提供している、社会的責任(CSR)に関連するサービス、特に「ソーシャルコンプライアンスソリューション」についてご案内します。

■ ビジネスチャレンジ

企業が世界中で製造と調達能力を拡大するにつれて、サプライチェーンの職場環境は、発展途上国ではますます重要視されています。製品が製造される環境条件も品質の一部とみなされ、ビジネスバリューの重要な命題となっています。企業評価に大きな影響を及ぼす可能性があるサプライチェーンの社会的責任に関するリスク管理マネジメントは、消費者市場におけるブランドイメージが重要な資産であるお客様にとって、いまや不可避といえるでしょう。

今まで投資先企業の指標として、貸借対照表、損益計算書などの財務情報が使われてきましたが、昨今、それに加えてESG(Environment: 環境、Social: 社会、Governance: ガバナンス)要素と呼ばれる観点が増え、盛んに取り上げられるようになってきました。ESGの要素に配慮した投資は長期的な視点で効果的であると期待されており、大きな機関投資家のあいだでESG投資に対する関心が高まっています。また、SDGs(= Sustainable Development Goals: 国連の持続可能な開発目標)という言葉も聞かれるようになってきました。2015年9月に国連に加盟する193カ国すべてが合意して採択されたSDGsは、貧困の撲滅や、あらゆる格差の是正、持続可能な経済成長等、17の目標が掲げられています。民間企業が課題解決を担う主体として位置づけられていることから、SDGsが設定する目標を経営戦略に取り込み、事業機会として生かす動きが少しずつ広がってきています。

これらの分野には、先進的な企業のプログラムから、より身の丈にあった効率を重視したプログラムなど様々なスキームが先行して存在しています。これを大きく分けると、お客様独自のプログラムを運用するケースと、既存のプログラムを活用するケースの二通りがあります。

<お客様独自のプログラムをお考えのお客様>

コンプライアンス要素の重要度を考慮し、組織の規模と運用上の視点をプログラム設計と実運用に反映させて全体のスキームを築き上げていきます。これにサプライチェーンのソーシャルコンプライアンスプログラムのすべての要素を網羅する実績のある方法論を加えて、プログラムの設計、開発、実運用における主要課題がすべて満たされるよう設計していく必要があります。

<既存のソーシャルコンプライアンスプログラムをお考えのお客様>



BUSINESS VISION

BUREAU
VERITAS

BUREAU VERITAS JAPAN NEWSLETTER



一方、すでに定型になっているさまざまなソーシャルコンプライアンス基準による監査、評価サービスをお使いいただくこともできます。たとえば、玩具産業国際協議会 (ICTI)、Worldwide Responsible Accredited Production (WRAP)、英国小売協会 (BRC)、Business Social Compliance Initiative (BSCI)、SEDEX Member Ethical Trade Audit (SEDEX) あるいはビューローベリタスが開発した業界基準のサプライヤーコンプライアンス基準等、各種団体や組織が定めた基準があります。これらのプログラムは、お客様とサプライヤーの両方に利益をもたらす第三者評価となります。

■ ビューローベリタスの監査業務

ビューローベリタスは、先のいずれのお客様のニーズにもお応え致します。

たとえば、大手サプライチェーンA社様のケースでは、弊社が開発した業界基準のサプライヤーコンプライアンス基準を元に、A社様の行動規範、サプライヤーに対する各要件の重要度をひとつずつ確認し、A社様独自のプログラムに創り込みました。今までA社様が築いたサプライヤーとの関係性を重要視し、監査そのものだけでなく、サプライヤーとのコミュニケーションの一つひとつをA社様の意向に沿った形で実施するプログラムを、世界各国の工場様に対して運用し始めました。

また、生産拠点をグローバルにお持ちのメーカーであるB社様のケースでは、B社様の行動規範、ビジネスの特徴、ステークホルダーに対する責任、ESG投資としての観点を考慮された結果、複数ある既存のプログラムから汎用性の高い1つを選択し、将来、B社のサプライチェーンマネジメントの一つとして採用することを前提としたトライアルをスタートされています。弊社はこの既存プログラムに関しては世界でもっとも多くの実績を持っています。

いずれのプログラムを適用された場合でも、弊社が独自開発したサプライチェーンマネジメントシステムをご利用いただくことで、監査のご依頼から監査実施までの進捗管理、監査結果の管理、監査後のフォローアップ、サプライヤーチェーン全体の分析等にお役立ていただけます。

■ ビューローベリタスの特徴

- コンプライアンス関連のプロセスと独立した監査の世界最大の実績
- プログラム構築からレポート提出までの過程で企業を支援する能力とリソース
- 多面的な多国籍企業に向けたソリューションの開発と運用の経験年数
- 監査ステータス、監査結果、サプライチェーントレンドへのリアルタイムアクセス用の独自のデータベース
- 140カ国以上にわたる1,300を超えるラボと事務所ネットワークによるサポート
- コンプライアンスモニタリング、製造上の問題、労働基準、地元の習慣および法令に関する詳細な知識、理解
- ステークホルダーの重要な懸案事項の知識と理解
- 現地の習慣、法律、社会的条件を含むソーシャルコンプライアンスに関連する複雑な問題に精通した、現地監査員



BUSINESS VISION

BUREAU VERITAS JAPAN NEWSLETTER



サービスの提供国に関わらず、日本の窓口にてご相談、ご依頼を承ります。

消費財検査部門 山内史子

【お問い合わせ】

ビューローベリタスジャパン(株) 消費財検査部門

横浜分析センター TEL:045-949-6411

[お問い合わせフォーム](#)



■食品検査事業部

蜂蜜の異性化糖添加判別検査について

ビューローベリタス 食品検査事業部では、安定同位体比分析を提供しております。安定同位体比分析は食品の産地判別や原材料判別に利用されていることが知られていますが、そのうちのひとつ、蜂蜜の異性化糖添加判別についてご紹介します。これは純粋蜂蜜と表示された蜂蜜に異性化糖が添加されていないかどうかを確認する検査で、通常の質量数の ^{12}C と安定同位体である ^{13}C の比率を分析することにより、純粋なものか、異性化糖が加えられているかをある程度判別することが可能となります。

蜂蜜の原料となる植物は、光合成を行う植物の分類によるC3植物ですが、異性化糖の原料として多く使われるでんぷんは、とうもろこし由来のものが多く、とうもろこしはC4植物の代表的なものです。光合成の特徴の違いとして、C4植物はC3植物に比べてわずかに安定同位体 ^{13}C の割合が高いため、 ^{12}C と ^{13}C の比率(炭素安定同位体比)を計算することによって、C3植物由来の原料だけを利用した蜂蜜か、C4植物由来の異性化糖が添加されているかをおおよそ判別することが可能となります。異性化糖の原料としては、とうもろこしやさとうきび等のC4植物だけでなく、いも類等のC3植物が使われることもあり、このような場合は区別ができないため、異性化糖添加を判別することは不可能となります。

ビューローベリタスでは国際的な規格であるAOAC Official Method 998.12の分析方法に準拠して、蜂蜜の異性化糖判別を行っています。

分析結果の報告書は下記ようになります。

- 蜂蜜炭素安定同位体比 - ○○.○ [%]
- 蜂蜜タンパク炭素安定同位体比 - ○○.○ [%]
- C4 sugar混入率 (7未満 or 以上)[%]
- 判定 (陰性 or 陽性)

AOAC Official Method 998.12では、C4 sugar値(混入率)が7%以上の場合に異性化糖添加と判定されますので、結果が7%未満の場合は陰性、7%以上の場合は陽性と記載します。

蜂蜜の他に果汁の異性化糖添加判別検査も行っております。お気軽にご相談ください。

参考文献

- ・行政情報「食品表示監視における産地判別技術」(独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 表示監



BUSINESS VISION

BUREAU VERITAS BUREAU VERITAS JAPAN NEWSLETTER



視部長 小森栄作)

- ・「安定同位体比分析の食品分野への応用 Vol.3 No.10 Nov. 2009」(日本食品分析センター)
- ・AOAC Official Method 998.12 C-4 Plant Sugars in Honey Internal Standard Stable Carbon Isotope Ratio


食品検査事業部 関口道絵

【お問い合わせ】

ビューローベリタスジャパン(株) 食品検査事業部

横浜分析センター TEL:045-949-4664

[お問い合わせフォーム](#)

 ビューローベリタスのサービス: [安定同位体比分析](#)